



事 務 連 絡
平成 25 年 3 月 22 日

各 { 都道府県
保健所を設置する市
特別区 } 医務主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
の一部訂正について

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 24 年 10 月 2 日医政発 1002 第 1 号）が発出されたところですが、同通知については、その内容の一部に下記のとおり誤りがございましたので、別添により差替えをお願い致します。

なお、先に送付のものについては破棄してください。

記

	第 1 歯科技工士法施行規則の一部改正 2 改正の内容 (1) 歯科技工指示書の記載事項（施行規則第 12 条関係）
正	イ 「歯科医師の住所及び氏名」に代えて、「 <u>歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地</u> 」を記載することとしたこと。
誤	イ 「歯科医師の住所及び氏名」に代えて、「 <u>歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地</u> 」を記載することとしたこと。